第４章　　予報及び警報

第4章　予報及び警報

第1節

1　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

福島地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水被害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル２ 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル３ 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧

（福島地方気象台　令和8年５月２８日時点）

	名　　称	発　　表　　基　　準
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準：別紙１－１のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合 流域雨量指数　　：別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合 複合基準　　：別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準：別紙１－１のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合 流域雨量指数　　：別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合 複合基準　　：別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準：別紙１－３の対象格子において別紙１－１のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合 流域雨量指数　　：別紙１－４の対象河川の格子において別紙１－２のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準：別紙１－１のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる１㎞格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい大雨が降り続くと予想される場合 流域雨量指数　　：別紙１－２のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる１㎞格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合

※別紙については、福島地方気象台のホームページより詳細を確認ください。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害の危険性を示す指標で、土壌中に貯っている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：降雨による洪水災害の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

※土壌雨量指数・流域雨量指数は、解析雨量・降水短期間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出される。

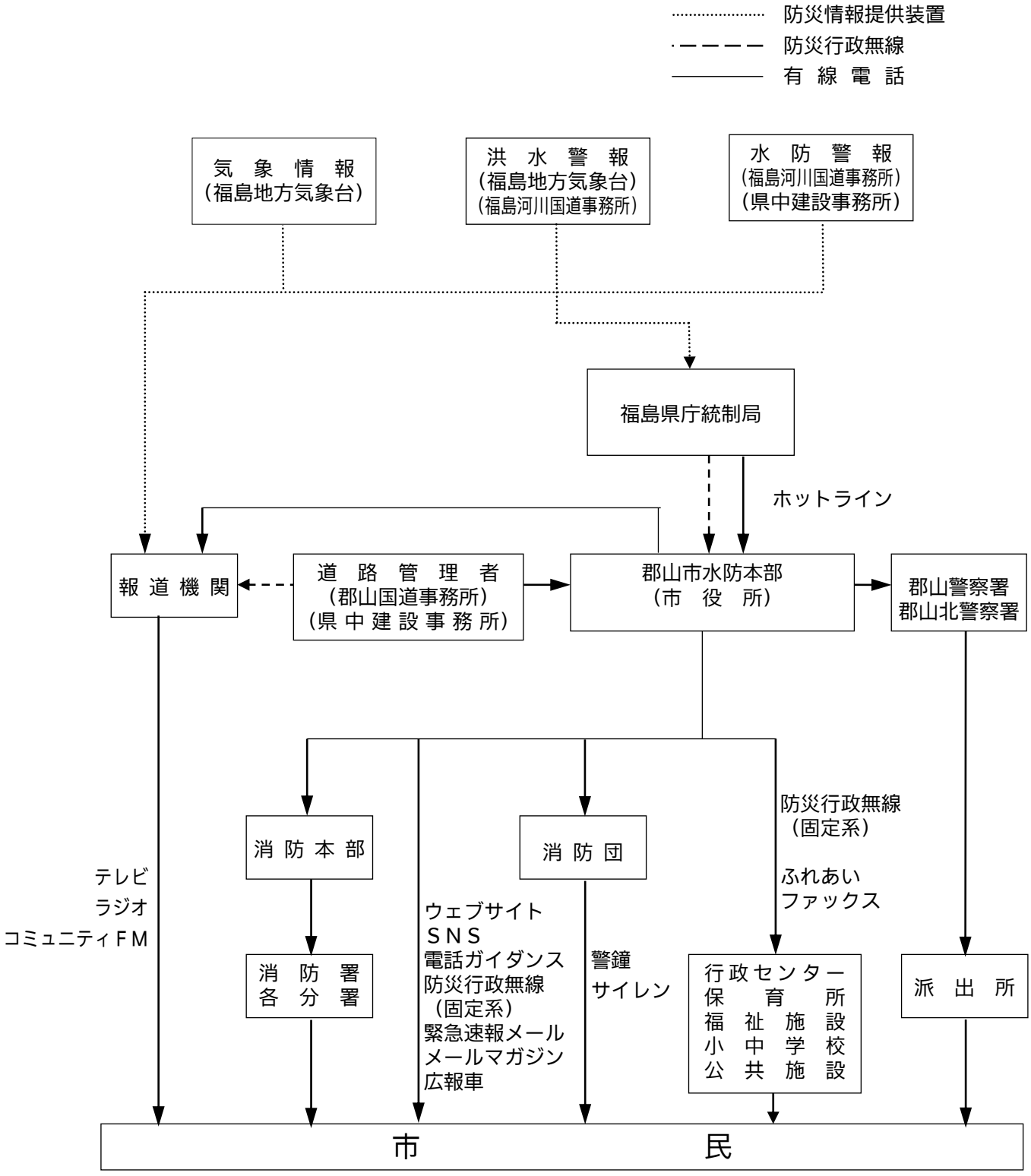
複合基準　　：[表面雨量指数,流域雨量指数]の組み合わせによる基準値

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

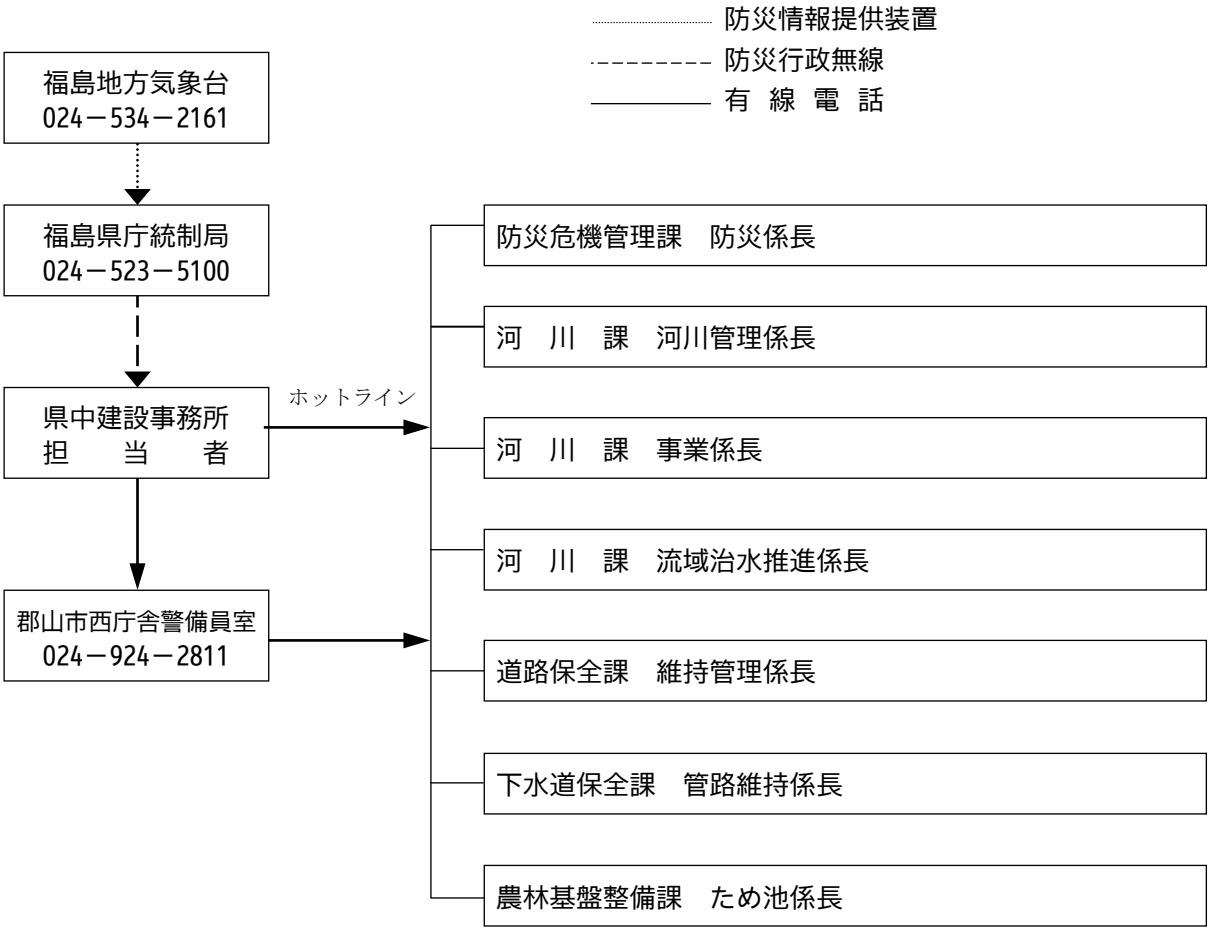
気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　類	内　容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水被害の危険度の高まりの予測を、地図上で1㎞四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル	雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した（情報常時10分毎に更新）。

2　警報等の伝達経路及び手段



3　勤務時間外水防用業務連絡系統図



第２節　洪水予報河川における洪水予報

１　名称及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の名称、発表基準は、次のとおりである。

情報名	発表基準
レベル２ 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル３ 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル４ 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき
レベル５ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表
レベル２ 氾濫注意報 （警報解除）	レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が、見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル２ 氾濫注意報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

2　国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区　　域	
	左　　岸	右　　岸
阿武隈川	五百川合流点から御代田橋まで	五百川合流点から御代田橋まで
笹原川	郡山市安積町の鉄道橋から 阿武隈川合流点まで	郡山市安積町の鉄道橋から 阿武隈川合流点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	氾濫発生 水位
阿武隈川	阿久津	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.68m	m

③洪水予報の担当官署

河 川 名	観測所名	発表担当者	連絡方法	摘　　要
阿武隈川	阿久津	福島河川国道事務所 福島地方気象台	専用電話 及びFAX	福島河川国道事務所 024（539）6127 福島地方気象台 024（534）2161
笹原川				

④洪水予報の発表形式

発表形式は形式関係を参照。

⑤洪水浸水想定区域。

洪水浸水想定区域は資料編を参照。

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、「第１節　２警報等の伝達経路及び手段」のとおり。

第３節　水位周知河川における水位到達情報

1　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル３氾濫警戒情報）、レベル５氾濫発生情報並びに氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル２氾濫注意情報解除）の発表は可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種　類	発表基準
レベル２ 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル３ 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル４ 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル５ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル２ 氾濫注意情報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険情報、レベル３氾濫警戒情報又はレベル２氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

２　福島県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区　　域	
	左　　岸	右　　岸
逢瀬川	郡山市備前舘二丁目から郡山市富久山町久保田字梅田まで	郡山市富田町大島から郡山市若葉町まで
五百川	本宮市仁井田字葉山から本宮市関下字石鋼まで	郡山市日和田町高倉字立石から郡山市喜久田町割田一丁目まで
笹原川	郡山市三穂田町川田三丁目から郡山市安積町荒井字道場	郡山市三穂田町川田字北下川原から郡山市笹川一丁目まで
谷田川	郡山市田村町山中から郡山市字上野山まで	郡山市田村町大善寺字上石切場から郡山市大平町字御前川原まで
藤田川	郡山市日和田町字宮下から阿武隈川合流まで	郡山市日和田町字葉賀ノ芽から阿武隈川合流まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
逢瀬川	富田 （備前舘二丁目）	2.50m	2.80m	3.00m	3.60m	—
五百川	荒井 （本宮市荒井）	3.50m	4.80m	6.10m	6.40m	—
笹原川	成山 （成山町）	2.30m	3.00m	3.33m	3.83m	—
谷田川	田村 （田村町字上行合）	3.00m	3.70m	5.16m	5.79m	—
藤田川	日和田 （日和田町字川坂）	2.30m	2.50m	3.73m	4.14m	—

④水位到達情報の通知の担当官署

河 川 名	観測所名	担当官署	連絡方法	摘　　要
逢瀬川 笹原川 谷田川 藤田川	富田 成山 田村 日和田	福島県県中 建設事務所	電話、FAX 及びﾒｰﾙ	県中建設事務所 管理課 024(935)1456
五百川	荒井	二本松 土木事務所	電話、FAX 及びﾒｰﾙ	二本松土木事務所 024(322)1150

④水位到達情報の発表形式

発表形式は形式関係を参照。

⑤洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は資料編を参照。

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、「第１節　２警報等の伝達経路及び手段」のとおり。

第４節　水防警報

１　安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2　洪水時の河川に関する水防警報

（1）　種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種　　類	内　　容	発　表　基　準
待　　機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準　　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出　　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。
警　　戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示してその対応策を指示するもの。	氾濫警戒報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこる恐れがあるとき。
解　　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（2）国土交通省が行う水防警報

①　水防警報を行う河川名、区域

河川名	区　　域	
	左　　岸	右　　岸
阿武隈川	郡山市御代田橋から五百川合流地点まで	郡山市御代田橋から五百川合流地点まで

②　水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
阿武隈川	阿久津	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.68m

③　水防警報の担当官署

河 川 名	観測所名	担当官署	連絡方法	摘　　要
阿武隈川	阿久津	福島河川国道事務所	専用電話 及びFAX	福島河川国道事務所 024（539）6127

④　水防警報の発表形式
発表形式は形式関係を参照。

⑤　水防警報の伝達経路及び手段
水防警報の伝達経路及び手段は「第１節　２　警報等の伝達経路及び手段」のとおり。

（３）福島県が行う水防警報

①　水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域	
	左岸	右岸
逢瀬川	郡山市備前舘二丁目（後古川橋）から阿武隈川合流点まで	郡山市富田町字大島（後古川橋）から阿武隈川合流点まで
谷田川	郡山市田村町大善寺字蛭田（大善寺橋）から大滝根川合流点まで	郡山市田村町大善寺字割府（大善寺橋）から大滝根川合流点まで

②　福島県の水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（計画水位）	氾濫危険水位（危険水位）
逢瀬川	富田（備前舘二丁目）	2.50m	2.80m	5.00m	3.60m
谷田川	田村（田村町上行合字古川）	3.00m	3.70m	5.70m	―

③　水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署	連絡方法	摘要
逢瀬側	富田（備前舘二丁目）	県中建設事務所	専用電話及びFAX	県中建設事務所管理課 024(935)1456
谷田川	田村（田村町上行合字古川）			

④　水防警報の発表形式
発表形式は形式関係を参照。

⑤　水防警報の伝達経路及び手段
水防警報の伝達経路及び手段は「第１節　２　警報等の伝達経路及び手段」のとおり。